

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・医薬品、給食材料一最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産(リース資産を除く)一平成19年3月31日以前に取得したもの一旧定額法
- ・有形固定資産(リース資産を除く)一平成19年4月1日以降に取得したもの一定額法
- ・無形固定資産(リース資産を除く)一定額法

(4) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する社会福祉法人高知県社会福祉協議会を実施主体とする退職共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上し、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。
- ・賞与引当金一職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込額のうち当年度の負担に属する金額を計上している。
- ・徴収不能引当金一計上しない。

(5) リース取引の処理方法

- ・通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

3. 重要な会計方針の変更

社会福祉法人 土佐希望の家の減価償却表示方法において、間接法を採用していたが、直接法へ変更。

4. 法人で採用する退職給付制度

福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。掛金は「退職給付費用一共済掛金(福祉医療機構)」の科目で費用処理している。社会福祉法人高知県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。掛金は、「退職給付引当資産」の科目で資産に計上している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- ・法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- ・事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- ・社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- ・公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- ・収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

各拠点におけるサービス区分の内訳

(1) 法人本部拠点

- 法人本部(土佐)
- 法人本部(幡多)

(2) 土佐希望の家 医療福祉センター(社会福祉事業)

- 医療型障害児入所施設
- 療養介護事業
- 短期入所事業
- 障害児等療育支援
- 児童発達支援事業
- 保育所等訪問支援事業
- 放課後等デイサービス
- 生活介護事業
- 障害児相談支援
- 特定相談支援事業
- 相談支援受託事業

(3) 幡多希望の家 医療福祉センター (社会福祉事業)□

- 療型障害児入所施設
- 療養介護事業
- 短期入所事業
- 障害児等療育支援事業
- 児童発達支援事業 (重心児)
- 放課後等デイサービス (重心児)
- 保育所等訪問支援事業 (重心児)
- 児童発達支援事業 (重心児以外)
- 放課後等デイサービス (重心児以外)
- 保育所等訪問支援事業 (重心児以外)
- 生活介護事業
- 障害児相談支援事業
- 特定相談支援事業
- 相談支援受託事業
- 地域生活支援受託事業

(4) 収益事業 (収益事業)□

- 法人本部

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	283,539,799	92,593,536	0	376,133,335
建物	1,042,035,923	436,569,450	92,724,705	1,385,880,668
合計	1,325,575,722	529,162,986	92,724,705	1,762,014,003

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	2,880,588,418	1,494,707,750	1,385,880,668
小計	2,880,588,418	1,500,194,635	1,385,880,668
その他の固定資産			
建物	43,572,146	27,957,038	15,615,108
構築物	137,429,208	102,707,502	34,721,706
機械及び装置	59,582,124	56,814,204	2,767,920
車輛運搬具	66,713,712	60,283,103	6,430,609
器具及び備品	434,140,479	326,536,366	107,604,113
有形リース資産	17,816,760	16,618,554	1,198,206
小計	759,254,429	590,916,767	168,337,662
合計	3,639,842,847	2,091,111,402	1,554,218,330

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	444,883,027	0	444,883,027
未収金	20,747,734	0	20,747,734
未収収益	866,866	0	866,866
合計	466,497,627	0	466,497,627

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

【社会福祉法人 土佐希望の家】

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第62回国債 (施設整備等積立金)	149,916,770	150,304,500	387,730
第146回国債 (施設整備等積立金)	225,477,911	224,900,000	-577,911
第334回国債 (施設整備等積立金)	50,034,788	50,435,000	400,212
第339回国債 (施設整備等積立金)	49,950,006	50,530,000	579,994
第148回国債 (施設整備等積立金)	110,667,579	110,450,000	-217,579
合計	586,047,054	586,619,500	572,446

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

ア 合併の注記

① 合併の概要

合併消滅法人の名称	社会福祉法人 幡多福祉会
事業の内容	第一種社会福祉事業 障害児入所施設の経営 第二種社会福祉事業 ア 障害福祉サービス事業の経営 イ 障害児通所支援事業の経営 ウ 特定相談支援事業の経営 エ 障害児相談支援事業の経営 オ 障害児等療育支援事業の経営
合併を行った主な理由	①医師をはじめとする医療専門職の安定的な維持確保が困難な状況にあること。 ②幡多地域の将来の人口減少や福祉サービスの多様化への対応には、安定した法人・施設運営が必要なこと。
合併日	令和4（2022）年4月1日
合併の種類	吸収合併
合併後存続法人の名称	社会福祉法人 土佐希望の家

② 採用した会計処理

社会福祉法人会計基準に基づく財務会計処理

③ 計算書類に含まれている合併消滅法人から承継した事業の業績の期間

該当なし

④ 承継した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳

承継した事業の拠点区分	・幡多希望の家医療福祉センター拠点区分 ・法人本部拠点区分 法人本部サービス区分（幡多）
資産の額	1,525,182,273 円
主な内訳	基本財産土地：92,593,536 円 基本財産建物：433,159,450 円 その他固定資産：597,690,663 円 現金預金：290,252,706 円
負債の額	90,949,411 円
主な内訳	退職給付引当金：42,565,906 円 賞与引当金：21,600,000 円 事業未払金：20,820,705 円

⑤ 消滅法人において、会計年度の始まりの日から合併日直前までに、役員及び評議員に支払った

又は支払うこととなった金銭の額とその内容

該当なし

イ 事業の譲渡の注記

該当なし

ウ 事業の譲受けの注記

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（法人本部 拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 (2) 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産）一定額法

2. 重要な会計方針の変更

社会福祉法人 土佐希望の家の減価償却表示方法において、間接法を採用していたが、直接法へ変更。

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

サービス区分の内訳

(1) 法人本部拠点

法人本部（土佐）

法人本部（幡多）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
構築物	280,000	30,333	249,667
小計	280,000	30,333	249,667
合計	280,000	30,333	249,667

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,596	0	5,596
未収収益	866,866	0	866,866
合計	872,462	0	872,462

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

【社会福祉法人 土佐希望の家】

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第62回国債（施設整備等積立金）	149,916,770	150,304,500	387,730
第146回国債（施設整備等積立金）	225,477,911	224,900,000	-577,911
第334回国債（施設整備等積立金）	50,034,788	50,435,000	400,212
第339回国債（施設整備等積立金）	49,950,006	50,530,000	579,994
第148回国債（施設整備等積立金）	110,667,579	110,450,000	-217,579
合計	586,047,054	586,619,500	572,446

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（土佐希望の家 医療福祉センター拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 医薬品、給食材料－最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）－平成19年3月31日以前に取得したもの－旧定額法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）－平成19年4月1日以降に取得したもの－一定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）

(4) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する社会福祉法人高知県社会福祉協議会を実施主体とする退職共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上し、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。 賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込額のうち当年度の負担に属する金額を計上している。 徴収不能引当金－計上しない。

(5) リース取引の処理方法 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

2. 重要な会計方針の変更

減価償却記載方法において、間接法を採用していたが、直接法へ変更。

3. 採用する退職給付制度

福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。掛金は「退職給付費用－共済掛金（福祉医療機構）」の科目で費用処理している。

社会福祉法人高知県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。掛金は、「退職給付引当資産」の科目で資産に計上している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

・拠点区分の計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（㉑）） 拠点区分資金

収支明細書（会計基準別紙3（㉒））

サービス区分の内訳

(1) 社会福祉事業（社会福祉事業） 医療型障害児入所施設

療養介護事業 短期入所事業

障害児等療育支援 児童発達支援事業

保育所等訪問支援事業 放課後等デイサービス

生活介護事業 障害児相談支援

特定相談支援事業 相談支援受託事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	283,539,799	0	0	283,539,799
建物	1,042,035,923	3,410,000	△ 64,429,926	981,015,997
合計	1,325,575,722	3,410,000	△ 64,429,926	1,264,555,796

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供している資産は以下のとおりである。

基本財産 土地 278,088,839円

基本財産 建物 981,015,997円

259,104,836円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,871,902,705	890,886,708	981,015,997
小計	1,871,902,705	890,886,708	981,015,997
その他の固定資産			
建物	27,987,508	19,322,356	8,665,152
構築物	104,843,230	79,268,321	25,574,909
機械及び装置	59,582,124	56,814,204	2,767,920
車輛運搬具	33,461,523	31,873,685	1,587,838
器具及び備品	295,799,777	207,971,813	87,827,964
小計	521,674,162	395,250,379	126,423,783
合計	2,393,576,867	1,286,137,087	1,107,439,780

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	314,558,417	0	314,558,417
未収金	15,025,614	0	15,025,614
合計	329,584,031	0	329,584,031

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（幡多希望の家 医療福祉センター拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・医薬品・給食材料－最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）－平成19年3月31日以前に取得したもの－旧定額法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）－平成19年4月1日以降に取得したもの－定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）－定額法

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する社会福祉法人高知県社会福祉協議会を実施主体とする退職共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上し、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。

・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込額のうち、当年度の負担に属する金額を計上している。

- ・徴収不能引当金－計上しない。

(4) リース取引の処理方法

- ・通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。掛金は「退職給付費用－共済掛金（福祉医療機構）」の科目で費用処理している。

社会福祉法人高知県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。掛金は「退職給付引当資産」の科目で資産に計上している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- ・拠点区分の計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- ・拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（Ⅹ））
- ・拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（Ⅺ））

※サービス区分の内訳

(1) 社会福祉事業

- 医療型障害児入所施設
- 療養介護事業
- 短期入所事業
- 障害児等療育支援事業
- 児童発達支援事業（重心児）
- 放課後等デイサービス（重心児）
- 保育所等訪問支援事業（重心児）
- 児童発達支援事業（重心児以外）
- 放課後等デイサービス（重心児以外）
- 保育所等訪問支援事業（重心児以外）
- 生活介護事業
- 障害児相談支援事業
- 特定相談支援事業
- 相談支援受託事業
- 地域生活支援受託事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	92,593,536	0	92,593,536
建物	0	433,159,450	28,294,779	404,864,671
合計	0	525,752,986	28,294,779	497,458,207

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,008,685,713	603,821,042	404,864,671
小計	1,008,685,713	603,821,042	404,864,671
その他の固定資産			
建物	15,584,638	8,634,682	6,949,956
構築物	32,305,978	23,408,848	8,897,130
車輛運搬具	33,252,189	28,409,418	4,842,771
器具及び備品	138,340,702	118,564,553	19,776,149
有形リース資産	17,816,760	16,618,554	1,198,206
小計	237,300,267	195,636,055	41,664,212
合計	1,245,985,980	799,457,097	446,528,883

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	130,319,014	0	130,319,014
未収金	5,721,800	0	5,721,800
合計	136,040,814	0	136,040,814

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（収益事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

該当なし

2. 重要な会計方針の変更

減価償却記載方法において、間接法を採用していたが、直接法へ変更。

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

サービス区分の内訳（1）収益事業（収益事業）法人本部

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

その他の固定資産	土地	17,905,950 円
		17,905,950 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	320	0	320
合計	320	0	320

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし